



平成 16 年 9 月 10 日

各 位

会社名 株式会社オストジャパングループ  
代表者名 代表取締役 村 上 睦  
銘柄コード 2757  
問合せ先  
役職・氏名 代表取締役 村 上 睦  
電話 011(896)5533

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領により、当社並びに当社子会社の取締役および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり、平成 16 年 9 月 30 日開催予定の当社第 3 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社並びに当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、長期的な業績向上を目的として、以下の 3. に記載の発行要領に基づく新株予約権を無償で発行するものであります。

### 2. 新株予約権の割当を受ける者

当社並びに当社子会社の取締役および従業員

### 3. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 40 株を上限とする。

ただし、新株発行に代えて自己株式を移転することができるものとする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で行使または消却されていない権利の目的となる株式数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、本新株予約権の発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

8個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は5株。ただし、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

本新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)は、金98,000円とし、本新株予約権の発行日におけるグリーンシート銘柄としての当社普通株式の終値と98,000円との間に差が生じる場合には、98,000円と当該終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高いほうの価額とする。

なお、本新株予約権の発行日以降、次の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

当社が、株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

本新株予約権の発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式の「既発行株式数」には保有自己株式数を含まないものとし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

当社が合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整できるものとする。

( 5 ) 新株予約権の権利行使期間

平成 18 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 29 日までとする。

また、本新株予約権を行使することができる期間の最終日が会社もしくは銀行の休業日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。

( 6 ) 新株予約権の行使条件

本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

本新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める条件により、相続人がその権利を行使することができる。

本新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。

本新株予約権割当契約で、権利行使期間中の各年(1月1日から12月31日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限または新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限を定めることができるものとする。

その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

( 7 ) 新株予約権の消却事由および条件

本新株予約権は、本新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、または新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案および株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で消却することができるものとする。

( 8 ) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要するものとする。

また、取得者の氏名および住所を新株予約権原簿に記載しなければ、何人も会社またはその他の第三者に対して本新株予約権に基づく権利を主張できない。

( 9 ) その他細目事項

本新株予約権に関するその他の細目事項については、平成 16 年 9 月 30 日開催予定の第 3 回定時株主総会以後に開催される取締役会決議によるものとする。

(注) 上記の内容については、平成 16 年 9 月 30 日開催予定の当社第 3 回定時株主総会において、「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上